び

レクリエーションの活動を

る組織的な教育活動

(体育及

少年及び成人に対して行われ

# 

含む)

をいう」と定義づけら

ト」と題して、 四年前に「社会教育アラカ 社会教育に

報

カルト」として、 関する疑問に答える内容の所 改めて「新版・社会教育アラ 報が発行されましたが、 社会教育行 今回

所

#### 点で記述してみたいと思いま 主事の役割等を中心にした視 の今後の在り方や社会教育

スタートから堅い話になり

教育活動を除き、 校の教育課程として行われる ますが、まずは法律で確認し ます。社会教育法第二条に「学 主として青

れています。ただ、これでは

も言われています。 習を教育的に高める活動」と に根ざして行われる各種の学 です。そこで最近では、「地 域住民の生活課題や地域課題 **範疇があまりに広く、抽象的** 

### □生涯学習と社会教育

念) です。 ることになります。 すが、 からすれば生涯学習に含まれ は組織的に行われる教育活動 ら言うと違います。社会教育 |の総称(学ぶ者に着目した概 | な学習経験を積み、その成果 (教える者と学ぶ者による行 | が身につけられるよう、生涯 同じ意味で捉えられがちで ですが、生涯学習は学び┃にわたって多様な場所で様々 社会教育行政の立場か 社会教育も学ぶ側 |を適切に生かすこと。

育行政とも言えます 心的な役割を担うのが社会教 |涯学習社会を構築する上で中 | を身につけ、 教育基本法で謳われている生 二つの関係を言いかえると



島根県教育庁 隠岐教育事務所

隠岐の島町港町塩口24 電話2-9772

平成二十五年に中央教育審

うにまとめられています。 変容、 因で様々な課題が各地域に生 都市化・過疎化や家族形態の 情報通信技術の進展、 今後の在り方について次のよ 決するために社会教育行政の して報告がありました。 れた内容を「議論の整理」 じており、それらの課題を解 議会生涯学習分科会で審議さ そこでは、グローバル化や 価値観の多様化等が要 また、 لح

力」、成人は「総合的な力」 |○個人の自立に向けた学習 子供については「生きる

### |○絆づくり・地域づくりに 向けた体制づくり

識を高め、必要な知識・技術 る住民活動につなげる実践的 な学習機会を提供すること。 住民が学習を通じて市民意 互助・共助によ

一社会教育の推進

推進者 件整備、 実践現場 もの)を果たすためには、 の今後の役割 さて、

ます。 に残っている程度です。 ういった団体組織はわずか 場がありましたが、現在そ 人会、 践場所の確保が重要になり 織へのアプローチも行い実 PO等の各目的にそった組 等になります。 教育との連携、 た社会教育施設、 そして、

町村で任命されており、 加えて、 があり、 る役目を果たすキーパーソ 会教育に係る住民のニー の町村に派遣されています。 には派遣社会教育主事制度 ンも必要です。幸い島 また、 社会教育を推進す 社会教育委員が 隠岐管内にも全て 社

## や地

(理解者) による条 前述した社会教育 環境整備が必要で (フィールド) や (求められる

給されます。

での児童を育てている方に支 □児童手当は、中学三年生ま

まずは公民館を中心とし 子ども会等の実践現 以前は、青年団や婦 PTA活動 次に学校 N

(文責 めています。 育の推進に努 進を職務とし て日々社会教 横田



び 平成27年度「隠岐島 ますようお願いい 育要覧」において、 「濱田」です。

ステムがあります。 域課 題を行政に伝 えるシ

## 社会教育主事の役割

今回は児童手当について。

給与明細の見方その三―

学校及び地域の連携②ふるさ 教育委員会でその職能を生か 社会教育主事です。①家庭、 しながら業務に携わるが派遣 |助言を行います。また、 |員で、社会教育における指導 事務局に置かれる専門的教職 がその資格を取得し、 社会教育主事は教育委員会

域づくりの と教育の推進③人づくり、 市町村 教員 地

支給できるかどうか当事務所

すが、これは引き続き手当を

に現況届を提出してもらいま

□毎年六月に受給中の皆さ

で確認の必要があるから

当は年三回だけ支給され

ま 手 で

す。

す。

他の手当と違い、児童

□手当額は、三才未満が月 での四ヶ月分です。 月支給分は、六月~九月分ま 月支給分は二月~五月分、十 前年十月~一月分、 万五千円、中学生が月一万円 □二月に支給される手当は、

同様に六

キャリア教育推進事業 ます。 共に訂正していただき お詫び申し上げますと ありますが、正しくは の担当欄が「熊本」と 究指定校等の小中連携 研 場合、

試算してみてください。 降)です。手当の支給月に 又は月一万五千円(第三子以 月一万円(第一子、第二子)

は

ですが、三才以上~小学生は、

年、高校一年、小学三年) □例えば、三人兄弟(大学一

0)

十月の支給額は四万円

(六万円ではありません)。 田

(総務課 藤

